ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2015 年 5 月 27 日

AMT CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

Ⅰ Lawyer's Eye

知的財産権の行使に対する中国独占禁止法の適用　　中国弁護士　屠 錦寧

Ⅱ 中国法令アップデート

- 最高人民法院による「中華人民共和国行政訴訟法」の適用の若干問題に関する解釈
- 中華人民共和国食品安全法(2015 改正)
- 中華人民共和国広告法(2015 改正)
- 国家工商行政管理総局による深セン市市場・品質監督管理委員会への企業名称登記改革試行授権に関する回答
- 最高人民法院による人民法院の執行異議及び再議案件の取扱いに関する若干問題に関する規定
- 最高人民法院による高級人民法院及び中級人民法院の第一審民商事案件の管轄基準の調整に関する通知
- 国家外貨管理局による登録資本登記制度改革に関する規範性文書の廃止及び修正に関する通知

Ⅲ 中国万感

～中国で大ヒットを飛ばす外国映画～　　弁護士　若林　耕

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅰ Lawyer's Eye

中国弁護士 屠 錦寧

知的財産権の行使に対する中国独占禁止法の適用

はじめに

国家工商行政管理総局は、2015 年 4 月 7 日に、「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」を公布している(以下「本規定」という。)。本規定は本年 8 月 1 日に施行される。

中国独禁法第 55 条は、関連法令に従った知的財産権の行使については独禁法を適用しないが知的財産権を濫用して競争を排除又は制限する行為については独禁法を適用するとだけ規定されており、具体的な規範とはなっていない。本規定は知的財産権の行使に対する独禁法の考え方について国家工商行政管理総局の立場を示すものである。本号では、本規定の概要を簡単に説明する。

1. 適用範囲

本規定は、非価格独占行為(独占的協定、市場支配的地位濫用、行政権力濫用)の独禁法執行機関である国家工商行政管理総局が制定したものである。その為、価格に関連する独占行為については適用されない。

また、知的財産権の種類についての限定はなく、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権(コンピュータ・ソフトウェア、集計回路の設計図に関するものを含む)、植物の品種に関する権利等に関して広くカバーされ、また、他人による使用の制限に加え、権利の譲渡、ライセンス(使用許諾)等の方法による権利の行使をカバーする。

中国独禁法は域外適用されるため、中国の知的財産権者・中国の知的財権の行使のみならず、外国当事者・外国法に基づく知的財産権・行為地が海外である場合についても、中国の市場に影響がある限りは本規定が適用される。

2. 関連市場の画定

知的財産権の濫用による独禁法違反に関する関連市場の画定の基準は、他の違反行為に関するそれと異なるところはなく、独禁法や「国務院独占禁止委員会による関連市場の画定に関するガイドライン」に従って行われる。一方、知的財産権のライセンス等に関して、ライセンスの対象となる特許等の技術の使用によって製造される製品について市場が画定されるほか、技術自体を取引する場合には技術そのものについて関連市場が画定される場合もある。

技術市場の画定については、本規定では、知的財産の行使に関する技術と代替性のある同種の技術によって構成される市場と定義されている。商品の移転に比べ、技術の地理的な移転が廉価かつ容易にできることから、取引の地域的市場として全世界的市場が成立するケースが相対的に多く、また、技術市場のシェアの算出や競争の状況の確認等が実務上困難な場合もあると思われる。

© Anderson Mori & Tomotsune

3. 独占協定に関するセーフ・ハーバー規定

本規定では、セーフ・ハーバーとして、当事者間の協定が次のいずれに該当したときは、通常独禁法上の独占協定の問題が生じることはないと考えられる。

（1） 競争関係にある事業者間
　（ア）関連市場におけるシェアが合計で 20%を超えないとき、又は
　（イ）関連市場において合理的なコストで取得できるその他の独立支配の代替技術が少なくとも 4 つ存在しているとき。

（2） 事業者と取引先の間
　（ア）関連市場におけるシェアが合計で 30%を超えないとき、又は
　（イ）関連市場において合理的なコストで取得できるその他の独立支配の代替技術が少なくとも 2 つ存在しているとき。

但し、上記協定が競争を排除・制限する効果を有することを証明できる証拠がある場合、独禁法違反と認められることとなる。

なお、前述のように本規定は非価格独占行為についての規定であるため、例えば価格独占行為について上記セーフ・ハーバー条項の適用を主張することは困難である。

4. 支配的地位の濫用の観点からの考え方

知的財産権の行使自体が独禁法上の市場支配的地位の濫用行為を構成する場合もある。この点、知的財産権の権利者が関連市場において支配的地位を有する否かという点がイシューになるが、市場支配的地位の認定にあたっては、知的財産権を有すること自体も一つの考慮要素とされながら、それのみでは支配的地位を認定されることはない。知的財産権の存在のみならず、市場での具体的な知的財産権の影響力を個別に検討することが必要となる。また、本規定では、濫用行為について類型ごとに知的財産権の濫用の有無の認定要素を定めている。例えば、不合理な条件付取引については、正当な理由がないこと、競争を排除・制限することをも要件しながら、①改良技術の独占的ライセンスバック条項、②不争条項、③契約満了後の競争商品・技術の採用の制限、④権利消滅後の制限的条項、⑤第三者との取引制限等を列挙している。

5. パテント・プールや規格に必要特許権の濫用

本規定は、パテント・プール（中国語：専利聯営）に関して、構成員によるパテント・プールを通じた独占協定行為（生産量、市場分割等センシティブな情報の交換等）及び市場支配的地位を有する組織による市場支配的地位の濫用行為について定めている。また、規格の実施に必要な特許権を有し、かつ市場支配的地位を有する事業者は、（1）規格の制定に関与する過程でその権利に関する情報を故意に開示せず、又は明示的に放棄したにもかかわらず、規格の制定後に実施者に権利を主張すること、及び（2）公平・合理・無差別の原則に反して、規格に必要な特許権を行使するにあたって取引拒否、抱き合わせ取引その他の不合理な条件付き取引を行うことも、明示的に禁止している。

小結

本規定には、上記のほか、工商行政管理機関による知的財産権の独禁法上の濫用についての分析・認定のプロセスや考慮要素、独禁法違反と認められた場合の罰則に関する規定も置かれている。実務においては、原則として事案ごとに個別の判断となるものの、判断要素に関する視点が比較的に明確化されたと思われる。技術市場の画定等難しいイシューもあるが、セーフ・ハーバー規定の整備によって独禁法調査の対象事業者側の抗弁の道筋が若干明らかになったといえる。

© Anderson Mori & Tomotsune

中国過去最高の制裁金を課したクアルコム事件(2015 年 2 月公表)に続き、今後も知的財産の独禁法濫用事件が出てくると思われるが、本規定を含む独禁法令の運用が注目される。

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕　　北京オフィス顧問 李 彬
弁護士 濱本 浩平　　上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 横井 傑

最新中国法令の解説

＜行政訴訟＞

最高人民法院による「中華人民共和国行政訴訟法」の適用の若干問題に関する解釈

[ポイント] 本司法解釈は、2014年に行われた行政訴訟法の大改正を受けて制定されたものである。本司法解釈は、全部で 27 条から成り、立案登記制の具体化（訴状の受理期限等）、行政機関責任者の出廷応訴義務制度における行政機関責任者の定義の具体化、規範性文書の違法性の直接認定制度の具体化等、新行政訴訟法を具体化する規定が定められている。

2015年4月22日公布、2015年5月1日施行（法釈[2015]9号）

[原文] 最高人民法院关于适用《中华人民共和国行政诉讼法》若干问题的解释

＜食品安全＞

中華人民共和国食品安全法（2015改正）

[ポイント] 中国でも食品偽装問題が社会問題となり、2009年2月に、食品の生産経営活動を規範化し、食品安全を保障するために「食品安全法」が制定された。本改正は、本法施行後初めての改正であり、全体として違反行為の罰則を強化する等、食品の安全管理・保障を厳格化する改正内容となっている。特に、中国で関心の高い粉ミルクに関する品質管理の強化がなされているのが特徴的である。

2015年4月24日公布、2015年10月1日施行（主席令第21号）

[原文] 中华人民共和国食品安全法（2015修订）

＜広告法＞

中華人民共和国広告法（2015改正）

[ポイント] 広告法は、中国での広告を規制・管理する際の基本となる法律であるが、2014年に改正草案についての意見募集が行われていたところ、今般正式な改正法が公布されるに至った。改正法は、医療、薬品、保健食品、タバコ等に区別して具体的な規定を設けている。特に、タバコについては、公共エリアや病院、学校、公共交通機関などでのたばこ広告の設置を禁ずる等厳しい規制が課されている。

2015年4月24日公布、2015年9月1日施行（主席令第22号）

[原文] 中华人民共和国广告法（2015修订）

＜商業登記＞

国家工商行政管理総局による深セン市市場・品質監督管理委員会への企業名称登記改革試行授権に関する回答

[ポイント] 深セン市における会社設立において、原則として企業名称事前審査確認の手続を試験的に不要とすることを認めるものであり、これにより少なくとも内資企業の設立については多くの場合については設立登記申請を直接行うことで足りることになると思われる。他方で例外的に事前の審査認可が必要な場合や名称に「中国」や「広東」を含むときのように深セン市に権限がない

© Anderson Mori & Tomotsune

場合には従前通り企業名称事前審査確認が必要とされている。深セン市市場・品質監督管理委員会への照会によれば、5 月 25 日時点では試行は施行されていないようである。
2015 年 4 月 2 日回答(工商企注字[2015]47 号)
[原文] 工商总局关于授权深圳市市场和质量监督管理委员会开展企业名称登记改革试点的批复

＜民事訴訟＞

最高人民法院による人民法院の執行異議及び再議案件の取扱いに関する若干問題に関する規定

[ポイント] 執行手続の当事者が手続の適法性を争う場合や第三者が執行目的物に関する権利を主張する場合に提起する「執行異議」(日本の執行抗告・執行異議や第三者異議の訴えに相当)と、執行異議に対する判断に対する不服申立て手続である「再議」手続の要件や手続に関して規律する司法解釈であり、現行の民事訴訟法の下でこれらの手続を規律する初めての細則である。特に注目すべき内容としては、異議申立てに対しては 3 日以内の立件を裁判所に義務づけている点、唯一の居住用不動産に対する執行を可能とする方法を具体的に規定している点、不動産の買受人に対して当該不動産の賃借人が賃借権を主張するためには契約締結に加えて占有を開始していることを要求する点等がある。
2015 年 5 月 5 日公布、同日施行(法釈[2015]10 号)
[原文] 最高人民法院关于人民法院办理执行异议和复议案件若干问题的规定

最高人民法院による高級人民法院及び中級人民法院の第一審民商事案件の管轄基準の調整に関する通知

[ポイント] 本通知は、第一審の民商事事件における高級人民法院及び中級人民法院の審級管轄等を定めた通知である。民事訴訟法は、原則として、基層人民法院が民事事件の審級管轄を有すると規定しているが、一定の重大事件等については、上級の人民法院が審級管轄を有すると定めている(民事訴訟法 17 条乃至 20 条)。本通知はそのうち中級人民法院と高級人民法院についての判断基準を定めるものである。なお、基準となる訴額は、省によって異なっているため注意を有する。
2015 年 4 月 30 日公布、2015 年 5 月 1 日施行(法発[2015]7 号)
[原文] 最高人民法院关于调整高级人民法院和中级人民法院管辖第一审民商事案件标准的通知

＜外貨管理＞

国家外貨管理局による登録資本登記制度改革に関する規範性文書の廃止及び修正に関する通知

[ポイント] 本通知は、登記制度改革を受け、関連する複数の通知を廃止、修正するものである。廃止、修正される通知は、外債登記管理操作ガイドラインをはじめとして多岐にわたるが、いずれも資格要件からの登録資本金の払込要件の削除等、登記制度改革に平仄を併せるための改正となっている。
2015 年 5 月 4 日公布、同日施行(匯発[2015]20 号)
[原文] 国家外汇管理局关于废止和修改涉及注册资本登记制度改革相关规范性文件的通知

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

© Anderson Mori & Tomotsune

中国万感

【中国で大ヒットを飛ばす外国映画】

弁護士　若林　耕

中国では、ハリウッド映画の「ワイルド・スピード　スカイミッション」（中国語：「速度与激情7」）の興行収入が 20 億元（約 390 億円）を超え話題となっている。これは昨年公開された「トランスフォーマー4／ロストエイジ」の累計最高記録を抜き去る中国映画史上で最高額である。

中国では最新映画を配信する動画サイトや海賊版 DVD は多いものの、最近の中国では、映画館できちんとお金を払って、大スクリーンで映画を楽しむということが一般的なレジャーとして定着しつつある。商業施設の建設ラッシュとともに、シネマコンプレックスも併設されることが多く、中国の映画産業は活況を呈している。

ちなみに、あまり知られていないかもしれないが、中国では国内映画の保護のために、外国映画の国内上映本数が制限されている。現時点では、年間 34 本までとされている（2012 年まではこれが 20 本だったので拡大傾向にはある。）。日本で上映される外国映画の本数は年間 500 本を優に超えることからすると、いかに中国における外国映画の上映競争率が高いかお分かりいただけよう。そのため、中国で上映される映画には、基本的に単館上映作品はほとんどなく、シネコン等を通じて全国的に「稼げる」映画のラインナップになってしまうことがほとんどである。逆に、中国で上映されることを認められれば、場合によっては日本の興行収入を大きく上回る数字を叩き出すこともあるというのが上述の「ワイルド・スピード」の例である。

この度その厳しい倍率を勝ち抜いて、中国で「3D 版ドラえもん　STAND BY ME」が上映されることが決定したと話題になっている（中国で正式に上映される日本映画としては、2012 年の「ウルトラマンゼロ THE MOVIE」以来らしい。）。日本の「ドラえもん」が中国で上映されることを嬉しく思うとともに、単館上映作品が大好きな私としては、中国でも除々に単館上映作品も楽しめるようになればと期待している。

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	若林 耕
若林 耕	李 加弟	濱本 浩平
楽 楽	李 彬	繆 媛媛
屠 錦寧	安 然	
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION

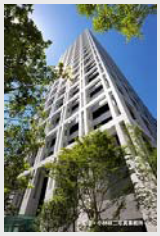

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.com/

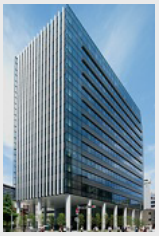

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

日本安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス
Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com